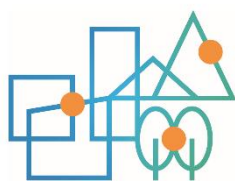


令和8年度

高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金申請の手引



脱炭素先行地域
香川県高松市

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課

令和8年9月25日

目次

1	補助金の申請に当たって	3
(1)	お願い.....	3
(2)	要綱及び様式について.....	3
(3)	補助金を申請できる方について.....	3
2	補助金の概要.....	3
(1)	趣旨.....	3
(2)	補助の概要	4
(3)	手続きの流れ	11
3	交付申請	12
(1)	受付期間.....	12
(2)	申請書の提出	12
(3)	交付決定	12
4	事業実施	12
(1)	補助事業の内容変更.....	12
(2)	補助事業の中止又は廃止	12
5	実績報告等	13
(1)	実績報告.....	13
(2)	補助金の額の確定.....	13
(3)	補助金の請求	13
(4)	補助金の返還	13
(5)	補助金の経理等	14
6	調査等への協力.....	14
(1)	調査等.....	14
(2)	その他.....	14
7	取得財産等の処分について.....	14
8	添付書類チェックリスト	16
(1)	交付申請時	16
(2)	実績報告時	18

1 補助金の申請に当たって

(1) お願い

高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金（以下「本補助金」という。）は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本市としましては、不正行為に対しては厳正に対処しております。本補助金に関係する全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。

また、本補助金の交付申請をされる方におかれましては、これらの内容について、十分認識された上で、申請手続きを行っていただくようお願いいたします。本手引に記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、本補助金の申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

(2) 補助金を申請できる方について

本補助金を申請できる方は、高松市の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（脱炭素先行地域づくり事業）に掲げる事業の実施主体に限ります。その他の方は申請できませんのでご注意ください。

(3) 要綱及び様式について

高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱及びその様式に基づいて手続きをお願いいたします。要綱、様式及び本手引きは高松市公式ＨＰ「もっと高松」でも公表します。

○高松市ＨＰ「もっと高松」→くらしの情報→市の取り組み→まちづくり→環境対策→高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金

○ＵＲＬ↓

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/machidukuri/kankyo/Subsidy_for_TDLA.html

2 補助金の概要

(1) 趣旨

本市は、２０２０年１２月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、２０５０年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市民や事業者の皆様と共に、総力を挙げて取り組んでまいりました。

２０２６年２月には、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について２０３０年度までに実質ゼロを実現することと地域課題の解決の同時実現を目指すこと等に先行的

に取り組む地域として、環境省から脱炭素先行地域に選定されました。

本補助金は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ交付金）を活用し、本市が予算の範囲内において、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金として交付するものです。

（２） 補助の概要

① 補助対象者（申請者）

本市の脱炭素先行地域の対象地域内において実施する、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（脱炭素先行地域づくり事業）（以下「事業計画」という。）に掲げる事業を行う方であって、次のいずれかに該当する方です。

ア 本市の脱炭素先行地域づくり事業の共同提案者

イ 前号に規定する者の完全子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいい、同条第3項の規定により完全子会社等とみなされるものを含む。）である会社

ウ 太陽光発電設備の設置がPPA契約であるときは、PPA事業者のうち発電事業を実施する者

エ その他事業計画における事業実施主体となる者

※ 上記にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付対象としません。

ア 申請者が納付すべき区市町村税に滞納がある者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

ウ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員

エ イ又はウに該当する暴力団又は暴力団員と密接な関係のある法人、団体又は個人

② 補助事業の要件

【１】 再エネ設備整備

太陽光発電設備導入（ただし、事業計画に基づき市内のため池において導入するものは、発電設備とため池の一体的な保全管理及び発電事業収益の一部を地域に還元すること等の地域貢献事業を同時に実施する地域共生型とすること。また、地域貢献事業の内容は、あらかじめ、本市、ため池の管理者及び所有者並びにため池の存する地域等と協議の上で決定すること。）

また、以下の要件を満たすこと。

- a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- b 設置場所の積載荷重が10kg/m²以下相当でないこと。
- c IP通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。
- d 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- e 電気事業法（昭和39年法律第107号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- f 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(l)をすべて遵守していることを確認すること。
 - (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
 - (e) 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
 - (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
 - (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - (k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、

発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

g PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

h リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

i 次の(a)～(c)のいずれかを満たすこと。

(a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c)に準じること。

(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

(c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（(a)及び(b)の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

※ 発電量の30%以内とする。

【2】 省CO₂等設備整備

ア 高効率空調機器導入

以下の要件を満たすこと。

- a 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来J-クレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。
- b 従来の空調機器等に対して省CO₂効果が得られるもの。

イ 高効率照明機器導入（ただし、事業計画に基づき当該設備を導入する建物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第27条に基づく省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）において「ZEB Ready」以上の省エネルギー性能評価の認証を取得すること。）

また、以下の要件を満たすこと。

- a 民生部門の電力需要家において、設備の稼働に伴い、電力を使用する場合は、当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続するものであること。ただし、再エネ発電設備が設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来J-クレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。
- c 調光制御機能を有するLEDに限る。（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設のLED照明の場合はこの限りではない。）
- d 以下の固有エネルギー消費効率（lm/w）の基準値を満たすこと。
光源色が昼光色・昼白色・白色：100以上
光源色が温白色・電球色：50以上

※ 上記に加え、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとします。

ア 本市の脱炭素先行地域の対象地域内において実施するものであること。

イ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。

ウ 各種法令等に遵守した設備であること。

エ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。

オ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

カ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率は当該設備整備の交付率と同じとする。

キ 市長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

ク 補助事業者は、補助対象事業を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

ケ 補助事業者は、補助対象事業として本市の脱炭素先行地域の対象地域内の施設等に資産を形成する場合であって、使用電力が民生部門に該当する場合には、当該施設等において2030年度までに電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロを実現するため、再生エネルギー100%電力を導入し、また、2030年度末まで継続しなければならない。

③ 補助率、補助上限及び補助対象経費

ア 補助率 2 / 3 以内（千円未満切捨）

イ 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労

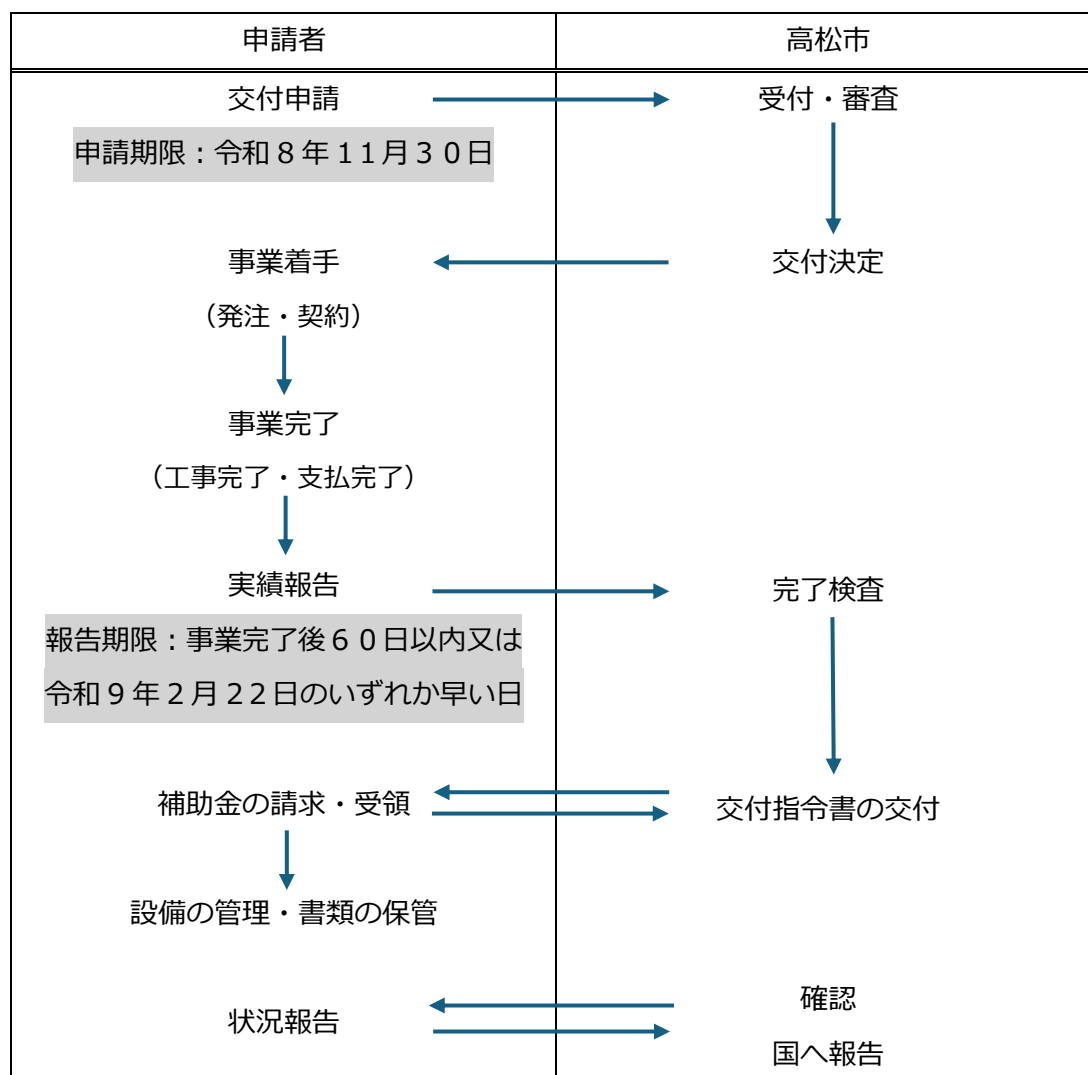
			務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1. 35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費 事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、④技術管理に要する費用、⑤交通の管理、安全施設に要する費用	
		現場管理費 事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。	
		一般管理費 事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。	
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設

			計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 P P A 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

④ その他

- ・ 同一の交付対象設備に対して、この補助金と他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を併用することはできません。
- ・ 整備する設備に係る調査・設計（基本設計・詳細設計等）については、必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。ただし、調査・設計（基本設計・詳細設計等）のみを単独で交付対象とすることはできません。
- ・ 企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））については、交付対象外です。
- ・ 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用は交付対象外です。
- ・ 設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。
- ・ 新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象となります。
- ・ 有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため、処分費用から控除する必要があります。
- ・ 単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業で、それに要する費用は交付対象外となります。
- ・ アスベストの調査費用や家電リサイクル法のリサイクル料金は、交付対象外です。

(3) 手続きの流れ



○事業着手日…相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方

○事業完了日…工事完了日又は工事費用支払日のいずれか遅い方

⑤ 事業の開始について

原則として、交付決定の通知日以降としなければなりません。事業計画に掲げる各事業の各年度における中国四国地方環境事務所長の市長への交付決定通知日以降に、当該補助対象事業を開始する場合は、事前着手が可能です。着手可能日は、必要に応じて当課からお知らせいたします。

なお、事業計画に掲げる年度以前に事業を開始する必要がある場合は、事業計画の変更が必要となるため、あらかじめご相談ください。

3 交付申請

(1) 受付期間

補助金の交付申請書の受付期間は次のとおりです。

受付期間令和8年9月25日（金）から令和8年11月30日（月）まで

(2) 申請書の提出

- ① 高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に、交付申請書添付書類（7 添付書類チェックリスト参照）を添付して、受付期間内にご提出ください。押印は不要です。
- ② 申請書等の提出方法は、持参又は郵送とします。
- ③ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。
- ④ 提出された申請書類等は、原則として返却しません。

(3) 交付決定

審査後、当該申請の交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。

4 事業実施

(1) 補助事業の内容変更

交付決定の通知後、次の変更が生じる場合には、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認申請書（様式第7号）に、申請内容の変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を得る必要があります。ただし、軽微な変更を除きます。

- ・ 補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするとき
- ・ 補助金の交付決定額に影響を及ぼす事項について変更しようとするとき（増額不可）
- ・ 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合（ただし、交付決定年度の2月20日（その日が休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに実績報告書を提出できる場合は、この限りではありません。）

(2) 補助事業の中止又は廃止

補助事業を中止又は廃止しようとするときは、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、承認を得る必要があります。

5 実績報告等

(1) 実績報告

申請者は、補助事業が完了したときは、次の期日までに、高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書（様式第13号）に、実績報告書添付書類（7 添付書類チェックリスト参照）を添付してご提出ください。押印は不要です。

実績報告の提出期限

補助事業完了後60日以内又は令和9年2月22日（月）のいずれか早い日

- ① 実績報告書等の提出方法は、持参又は郵送とします。
- ② 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。
- ③ 提出された実績報告書類等は、原則として返却しません。

(2) 補助金の額の確定

完了検査等の結果、交付決定及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、市は交付する補助金の額を確定し、申請者に通知します。

(3) 補助金の請求

交付指令書を交付された補助事業者は、別途指定する期日までに請求書（会則9号）に、振込先の口座内容が分かる書類（通帳等の写し等）を添付して提出してください。

特に必要があると認められるときは、当該補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を概算交付することができます。概算交付を希望する場合はお知らせください。

なお、補助金等の概算交付を受けたときは、実績報告書の提出をした日から5日以内（その期間の末日が休日に当たるときは、これらの日の翌日を末日とする。）に精算をしなければなりません。概算交付の請求に当たっては、当該年度の出来高を超えないようにしてください。超えた分の補助金は精算時に返還していただきます。

(4) 補助金の返還

申請者が以下①～⑤のいずれかに該当したときは、補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただく場合があります。

- ① 偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- ② 補助金を他の用途に使用したとき
- ③ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ④ 第3条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、市補助金規則若しくはこの要綱の規定に違

反したとき又は法令、条例、市補助金規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に従わなかったとき

(5) 補助金の経理等

申請者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。ただし、取得財産等について法定耐用年数を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければなりません。

なお、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。

6 調査等への協力

(1) 調査等

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、設備の使用状況や設備導入による成果等に関して、市又は環境省が行う調査等にご協力いただく必要があります。

【想定される調査項目】

- 設備を導入した施設等における年間の電力需要量（kWh）
- 再エネ電力への切替え状況（太陽光発電設備の設置、電力契約の再エネ電力メニューへの切替、再エネ電力証書の購入等）

※民生部門の場合は、2030年度までに消費電力の全量を再エネにする必要があります。

- 太陽光発電設備の電力の自家消費率
- （業務用の場合）太陽光発電設備の電力の高松市脱炭素先行地域内での消費率

(2) その他

本市の脱炭素先行地域づくり事業の各種取組、補助対象事業の内容について市がゼロカーボンシティ実現に向けた啓発を目的とした広報活動に利用すること、及び補助対象事業に関する報告会等市が主催するイベントへの参加について、ご協力をお願いします。

7 取得財産等の処分について

本補助金を活用して取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の法定耐用年数内に処分しようとするときは、事前に処分内容等について市長の承認を受ける必要があります。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

補助対象設備ごとの法定耐用年数

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
高効率空調機器（建物附属設備）（冷凍機の出力が22kW以下）	13年
高効率空調機器（建物附属設備）（上記以外）	15年
高効率照明機器	15年

8 添付書類チェックリスト

(1) 交付申請時

	添付書類	備考
共通		
☐	高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）	
☐	(1) 事業計画書（別紙1）	
☐	(2) 事業費内訳表（別紙2）	事業計画書（別紙1）に記載の金額と一致していること。
☐	(3) 誓約書（別紙3）	
☐	(4) 【申請者と設置場所所有者が異なる場合】設備設置に関する同意書（別紙4）	
☐	(5) 申請者が納付すべき区市町村税に未納がないことの証明書又はその写し（滞納がないことの証明書、完納証明書等）（発行日から3か月以内のもの）	
☐	(6) 本人確認書類（申請者が個人の場合は、住民票の写し又はこれに代わるもの、法人等の場合は、現在事項又は履歴事項証明書の写し若しくはこれに代わるもの。いずれも発行日から3か月以内のもの）	
☐	(7) 設備を導入する建物にかかる全部事項証明書又はその写し（発行日から3か月以内のもの。新築する建物への設置等により建物に係る全部事項証明書を取得できない場合は、設置場所の土地に係る全部事項証明書）	所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設であることを示す書類を添付すること。
☐	(8) 補助対象経費が把握できる見積書等の写し（比較見積りをした場合、2社以上の見積書。入札を行った場合、入札の結果が分かる書類）	・補助対象設備の設置場所所在地が見積書等に記載されていること。 ・事業費内訳表（別紙2）の補助対象経費の費目・細分が分かるようにすること。 ・値引きがある場合は、補助対象経費と補助対象外経費で値引き額が分かるように記載されていること。
☐	(9) CO ₂ 削減効果の算定根拠資料	事業計画書（別紙1）に記載した「CO ₂ 削減効果(t-CO ₂ /年)」の算定根拠資料 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞を参照して作成してください。 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html
☐	(10) 予定工程表又はこれに代わるもの	・契約予定日、工事着工予定日、工事完了予定日、支払予定日が記載されていること ・補助対象設備の導入台数等が分かること
☐	(11) 補助対象設備の仕様書又はカタログ	・事業計画書（別紙1）や見積書と型番や能力等が一致していること ・メーカー、型番、性能等が分かるものであること
☐	(12) 補助対象設備を導入する施設が分かる地図	地図上で設備を導入する施設を分かりやすく示すこと。

☐	(13) 補助対象設備の設置図等（平面図、機器配置図、システム系統図、及び単線結線図等）又はこれに代わるもの	・平面図・機器配置図等にて、補助対象設備の設置場所が特定できること。 ・システム系統図・単線結線図等で各設備間のシステム構成が分かること。 ・補助対象の設備と補助対象外の設備が判別できること。
☐	(14) 【設備を入れ替える場合】既設設備の仕様書又はカタログ若しくはこれに代わるもの	メーカー・型番等が分かるもの
☐	(15) 施工前の写真（既に設置している設備を入れ替える場合は、既設設備の撤去前の写真）	既に設置している設備を入れ替える場合は、既設設備の撤去前の写真（既設設備の仕様書又はカタログ等に記載された設備と同一の設備であるかを銘板等の写真を用いて確認できること。）
☐	(16) 【入札又は２者以上の見積りが行えない場合】入札又は２者以上の見積りが行えないことに係る理由書	
☐	(17) その他申請に必要と認める書類	
太陽光発電設備		
☐	(1) 「年間の想定発電量」、「年間の想定自家消費電力量」及び「高松市脱炭素先行地域内での年間の想定電力消費量（業務用の場合）」の根拠資料	事業計画書（別紙 1）に記載した「年間の想定発電量(kWh)」、「年間の想定自家消費電力量(kWh)」、「高松市脱炭素先行地域内での年間の想定電力消費量（業務用の場合）」の根拠資料
☐	(2) 【P P A又はリース契約の場合】サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていることが分かる書類	算定根拠を明記すること。
☐	(3) 【I P 通信を用いる製品を使用する場合】独立行政法人情報処理推進機構（I P A）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（J C - S T A R）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品であることが確認できる書類 ※やむを得ず適合外製品を使用する場合は、その理由を記載した理由書	
☐	(4) 【事業計画に基づき市内のため池において導入する場合】地域貢献事業の計画	
高効率空調機器		
	—	—
高効率照明機器		
☐	以下①～③のいずれかの機能を有するL E Dであることが分かる資料 ① スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する。） ② 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する。） ③ 在／不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する。）	

(2) 実績報告時

	添付書類	備考
共通		
☐	高松市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書（様式第13号）	
☐	(1) 事業費内訳表（別紙2）	
☐	(2) 支払いを証明する書類（領収書等）の写し	・申請者の氏名（フルネーム）及び設置工事に係る費用を負担したことが分かる内容を記載すること ・補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていること（明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものを提出すること。）。
☐	(3) 契約書等の写し	補助対象事業に係る経費の内訳が明記されていること（明記されていない場合は、補助対象事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものを提出すること。）。
☐	(4) その他報告に必要と認める書類	
太陽光発電設備		
☐	(1) 補助対象設備の設置後の写真	・原則として補助対象設備の全体写真、型番が分かる銘板等の写真 ・申請時に提出した設置前の写真と同じ位置から撮影すること。 ・太陽光パネル全体、パワーコンディショナを撮影すること。
☐	(2) 【交付申請時から変更がある場合】導入設備の実際の設計図（平面図、機器配置図、システム系統図、及び単線結線図等）又はこれに代わるもの	補助対象の設備及と補助対象外の設備が判別できること。
☐	(3) 太陽電池モジュールの公称最大出力及びパワーコンディショナの定格出力が分かる書類の写し	メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等
☐	(4) 【PPA又はリース契約の場合】法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	
☐	(5) 【事業計画に基づき市内のため池において導入した場合】地域貢献事業の実施を確認できる書類の写し	
高効率空調機器		
☐	(1) 補助対象設備の設置後の写真	・原則として補助対象設備の全体写真、型番が分かる銘板等の写真 ・申請時に提出した設置前の写真と同じ位置から撮影すること
☐	(2) 【交付申請時から変更がある場合】導入設備の実際の設計図又はこれに代わるもの	
☐	(3) 補助対象設備の能力が分かる書類の写し	メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等
高効率照明機器		
☐	(1) 補助対象設備の設置後の写真	・原則として補助対象設備の全体写真、型番が分かる銘板等の写真 ・申請時に提出した設置前の写真と同じ位置から撮影すること
☐	(2) 【交付申請時から変更がある場合】導入設備の実際の設計図又はこれに代わるもの	

☐	(3) 補助対象設備の能力が分かる書類の写し	メーカーが発行する保証書、納品書、出荷証明書及びカタログ等
☐	(4) 当該設備を導入した建物が、省エネルギー性能表示（BELS等、第三者認証を受けているものに限る。）において「ZEB Ready」以上の省エネルギー性能評価の認証を得ていることが分かる書類の写し	

問合せ先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号（本庁舎13階）

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課

電話：087-839-2393

※平日午前8時30分から午後5時まで（祝日、12月29日から1月3日を除く）

※申請様式等は、市ホームページから取得してください。